

鳥取県危機管理型水位計保守点検業務仕様書

5の(6)のウの以下条文について留意のこと。
「なお、本仕様書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。
契約変更を行う場合には、変更設計額に落札比率を乗じ、変更委託料を算出する。」

1 業務の名称

鳥取県危機管理型水位計保守点検業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

鳥取県が設置した危機管理型水位計（洪水時にのみ水位情報を配信する低コストのセンサ・通信機器で構成された水位計で、洪水時に特化した水位情報の収集と把握を目的として、各所に設置した設備と付帯する装置及び設備をいう。以下「危機管理型水位計」という。）について、定期的な保守点検を実施し、測定機器の性能を維持し、常時正常な測定値を得ることを目的として、測定機器の動作点検、設置環境の調査及び清掃等を行う。

4 業務の履行場所及び対象機器

本業務の履行場所及び施設は、別表1に掲げる鳥取県内の各危機管理型水位計とする。ただし、令和6・7年度の点検結果により故障と判定された水位計（31箇所）及び臨時設置の水位計（1箇所）については、点検対象外とする。

5 業務の内容

(1) 点検周期及び時期

本業務の定期点検の周期及び時期は下表のとおりとする。

種類	箇所数	点検周期	点検時期
危機管理型水位計	69箇所	年1回（12ヶ月点検）	6月10日（出水期前）までに

※佐治川福園（1箇所）の危機管理型水位計については、臨時設置のため点検対象外。

(2) 点検項目

機器の点検項目は別表2の点検項目表による。

(3) 業務数量

業務に係る業務数量は別表3の数量統括表による。

(4) 点検の基準

本業務の履行に当たっては、この仕様書、「電気通信施設点検基準（案）（令和2年11月）」及び「簡易水位計点検基準（案）及び点検業務積算基準（案）（平成28年3月）」（国土交通省所管基準）によるほか、関係法令を遵守する。

(5) 点検時の留意事項

点検時に特に実施すべき事項を以下に示す。

ア 危機管理型水位計点検時

危機管理型水位計点検時には、現場において、機器の動作状態（前回点検時からの観測値の安定性、バッテリー状況、危機管理型水位計運用システム（※）における観測値の表示状況等）の確認、設置周辺環境の調査及び観測装置等の清掃を実施する。

なお、機器の点検方法はメーカーや機器仕様により異なる場合があるため、注意すること。

※ 危機管理型水位計運用システム

国・道府県・市町が設立した危機管理型水位計運用協議会で共同運用するクラウドシステムであり、別図にシステム構成図を示す。

◆危機管理型水位計運用システム

<<https://k.river.go.jp/>>

◆危機管理型水位計に関連するポータルサイト

<<http://www.river.or.jp/riverwaterlevels/index.html>>

イ 現地調整の実施

点検時に異常値が確認された場合には、現地にて復旧できない事象が発生している場合を除き、正常値となるように現地で即時調整を実施すること。

ウ データ配信休止の設定

点検時に誤データ配信すると、一般公開配信等がなされてしまうため、これを予防するため点検中はあらかじめ休止局設定を行い点検すること。

また、必要に応じて、受注者が自ら危機管理型水位計運用システムのアイコン非表示等の設定を実施してもよい。その場合はシステムログインのためのアカウント等を提供するため、別途申し出ること。

なお、15 の秘密の保持のとおり、システムログインのためのアカウント等を適切に管理すること。

エ 実測値との比較

水位計点検時には、観測水位値と実測水位値の比較した結果を作業報告書に添付すること。

なお、相違がある場合は実測値に合わせるよう補正值の変更を行い、その値も記入すること。

オ 機器観測環境の確認

主に超音波水位計においては、設置時点では超音波照射範囲に植生や土砂堆積等はなかったが、設置後に環境が変化し、誤検知が発生し易くなっている箇所がある可能性がある。これに対する対応は、現地調整が可能な場合は受注者が対応するものとし、不可能な場合は別途協議により対応する。

また、歩道橋近傍など手の届きやすい位置にある水位計においては、ソーラーパネルや筐体の損傷が発生している可能性があるため、注意すること。

(6) 臨時の措置

ア 異常時の対応

受注者は、本業務の履行中において、危機管理型水位計に異常状態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、速やかに臨時対応を行い、異常箇所を特定し正常動作になるよう復旧を行うこと。この場合、現地修理が困難でありメーカーによる修理対応が必要な場合は、発注者と連絡をとり指示を受けること。異常復旧を終えたときは、発注者に作業報告書により報告すること。受注者は、水位観測値の異常等の緊急時に発注者と連絡を取り合える体制を整えておくこと。

イ 水位計の設置及び撤去

受注者は、発注者から危機管理型水位計の設置及び撤去の指示があった場合、発注者と協議し、速やかに設置及び撤去を行うこと。

なお、危機管理型水位計の設置の仕様については、契約締結後受注者に資料を提供する。

ウ 契約変更の対象

前項の場合、また発注者が臨時に業務を指示した場合は、受注者はこれに応じること。この場合、受注者の責に帰するものを除き、発注者と受注者の協議により、契約変更の対象とする。

なお、本仕様書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に落札比率を乗じ、変更委託料を算出する。

6 業務責任者

- (1) 受注者は、本業務の管理及び統括を行う業務責任者を定め、発注者に通知すること。
- (2) 発注者からの指示、発注者との協議等は、原則として(1)の業務責任者が対応すること。

7 提出書類

受注者は、次の書類を発注者へ提出するものとする。業務計画書については、提出後に発注者の承諾を受けること。

提出書類	書類の内容	提出時期	提出部数
業務責任者 通知書	6の(1)による。	契約締結日から7 日以内	1部
業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> 作業工程(注1) 作業体制 作業者名簿 安全管理 作業内容 その他 	契約締結日から1 か月以内	1部
作業報告書 (定期点検 及び臨時の 措置)	次の内容を記載した作業報告書を提出する。(注2) <ul style="list-style-type: none"> 作業期間 機器名及び型式 作業者名 作業状況(試験及び点検記録。修理を行った場合は故障状況、原因、処置を記載。) 取替部品(部品名、数量、備付部品使用の有無) 作業状況写真 	(定期点検) 点検完了後から20 日以内 (臨時の措置) 作業完了後20日 以内または令和9年 3月31日のいずれ か早い日まで	(定期点 検) 1部 (臨時の 措置) 各1部
立会報告書	・9の立会確認による確認結果	立会后から20日 以内	1部
業務完了通 知書	・業務完了通知書	業務の期間の末日 から10日以内	1部
業務完了報 告書	・業務完了報告書(電子データ:CD-R 等1部)	業務の期間の末日 から10日以内	1部
上記の他、発注者が指示する書類			

(注1) 水位観測の停止を伴う作業があるため、水位観測停止工程を記載すること。

(注2) 定期点検における作業報告書には、点検結果評価(各設備ごと及び設備全体としての評価)、所見(修繕提案、更新推奨時期等)を記載すること。

8 打合せ

受注者は、発注者と常に密接な連絡を行い、連絡事項はその都度記録し、打合せの際相互に確認すること。

9 立会確認

発注者による業務内容の立会確認を、下記の項目・頻度で行う。

装置名	確認項目	確認時期	確認頻度
危機管理型水位計	<ul style="list-style-type: none"> 電圧値確認 観測データ照合 比較試験 外観確認 	点検時	年1回 (任意の観測局)

10 測定機器類等

本業務に直接必要な測定器具類等は、受注者の所有するものを使用する。

11 貸与品等

- (1) 本業務に直接必要な図書、筐体の鍵、予備品等は発注者の所有するものを使用できる。
- (2) 受注者は、前項の規定により発注者の予備品等を使用する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、その内容を作業報告書に記載すること。
- (3) 使用を許可された予備品等に受注者が損傷を与えた場合は、受注者の責において無償修理を行うこと。

12 履行上の責任

本業務の履行後生じた不良箇所で、明らかに受注者の責に起因すると認められたものについては、受注者の責任において速やかに措置するものとする。

13 その他注意事項

- (1) 受注者は、本業務の目的及び内容を理解し、本業務の履行に必要な技術を有する作業者を当てること。
- (2) 作業者は、本業務の履行に適した服装とし腕章により身分を明確に表すものとする。また、常に環境整備等に留意すること。
- (3) 作業者は、本業務の履行に専念し、かつ円滑に履行しなければならない。
- (4) 作業者は、本業務の履行に直接関係ない場所に出入りしてはならない。
- (5) 作業者は、本業務の履行において、安全の確保並びに火気等の取扱いに留意しなければならない。
- (6) 別途履行中の他の業務と履行場所が同一、または業務内容が関係する場合は、相互に協調を図る。

14 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

15 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに 16 の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1) の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1) から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

16 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

17 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

18 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、その日から10日以内に7に示す業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- (2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- (3) 発注者は、前項の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その旨を受注者に通知しなければならない。
- (4) (2)の検査は、提出書類の適正な記載及び設備の良好な動作状況の確認をもって行う。

19 委託料の支払

- (1) 発注者は、18の完了報告が合格と認められた後、合格の日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。
- (2) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第12項の規定に基づき財政大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

20 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

21 適用

本仕様書の適用単価世代については次によるものとする。

- ・土木工事实設計単価表(令和8年2月10日付)鳥取県県土整備部
- なお、契約後に令和8年度の公共工事設計労務単価に改定があった場合、受注者からの協議によって労務費補正措置をし、契約変更することができるものとする。

22 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

【別表1】危機管理型水位計 設置箇所一覧表

番号	システム 台帳番号	水系名	河川名	市町村名	箇所名(字)	設置橋梁中心		備考
						緯度	経度	
1	3100000001	千代川	宇戸川	鳥取市	河原町佐貫	35°22'56.04"	134°11'51.87"	R6年度故障
2	3100000002	千代川	北川	鳥取市	下味野	35°28'07.12"	134°12'39.31"	R6年度故障
3	3100000003	千代川	砂田川	鳥取市	津ノ井	35°27'42.66"	134°14'59.73"	
4	3100000004	蒲生川	蒲生川	岩美町	恩志	35°33'48.83"	134°20'34.45"	R6年度故障
5	3100000005	千代川	天神川	鳥取市	立川	35°29'27.32"	134°14'47.16"	R6年度故障
6	3100000006	千代川	野坂川	鳥取市	宮谷	35°29'15.39"	134°11'06.69"	R7年度故障
7	3100000007	浜村川	勝見川	鳥取市	気高町勝見	35°30'34.59"	134°03'15.86"	R6年度故障
8	3100000008	千代川	旧三谷川	鳥取市	河原町今在家	35°24'11.02"	134°12'20.79"	
9	3100000009	千代川	千代川	鳥取市	用瀬町樟原	35°18'53.99"	134°11'45.23"	
10	3100000010	塩見川	江川	鳥取市	福部町湯山	35°32'40.67"	134°15'26.02"	
11	3100000011	千代川	私都川	八頭町	市場	35°24'59.18"	134°19'00.92"	
12	3100000012	千代川	八東川	若桜町	須澄	35°18'43.69"	134°25'27.38"	
13	3100000013	千代川	土師川	智頭町	早瀬	35°13'03.07"	134°13'11.90"	R7年度故障
14	3100000014	天神川	玉川	倉吉市	八幡町	35°25'30.74"	133°48'39.65"	R6年度故障
15	3100000015	由良川	北条川	北栄町	米里	35°27'41.59"	133°48'28.63"	
16	3100000016	由良川	円城寺川	倉吉市	尾原	35°27'43.11"	133°46'38.93"	R6年度故障
17	3100000017	由良川	亀谷川	北栄町	西穂波	35°28'27.20"	133°45'27.46"	
18	3100000018	洗川	洗川	琴浦町	大杉	35°27'28.30"	133°40'48.17"	R6年度故障
19	3100000019	日野川	小松谷川	南部町	市山	35°21'48.66"	133°22'19.06"	R6年度故障
20	3100000020	日野川	法勝寺川	南部町	能竹	35°19'02.39"	133°20'01.64"	
21	3100000021	日野川	東長田川	南部町	中	35°18'27.02"	133°21'09.37"	R6年度故障
22	3100000022	佐陀川	野本川	米子市	河岡	35°24'19.65"	133°24'03.04"	
23	3100000023	日野川	絹屋川	南部町	原	35°21'20.25"	133°19'29.31"	R7年度故障
24	3100000024	日野川	日野川	江府町	久連	35°17'10.98"	133°29'04.36"	R6年度故障
25	3100000025	日野川	日野川	日野町	野田	35°14'14.19 "	133°26'20.37"	R6年度故障
26	3100000035	蒲生川	小田川	岩美町	岩常	35°33'5.41"	134°19'34.38"	
27	3100000036	千代川	天神川	鳥取市	滝山	35°30'8.27"	134°16'31.5"	
28	3100000028	千代川	私都川	八頭町	下坂	35°25'26.48 "	134°15'57.67"	
29	3100000029	千代川	八東川	八頭町	石田百井	35°23'56.11 "	134°13'47.61"	
30	3100000030	千代川	八東川	八頭町	西御門	35°23'38.31 "	134°16'9.38"	
31	3100000046	原川	原川	湯梨浜町	原	35°30'13.7 "	133°55'32.8"	
32	3100000047	由良川	大倉川	倉吉市	鋤	35°27'47 "	133°45'51.3"	
33	3100000026	日野川	山田谷川	南部町	馬場	35°20'17.4 "	133°19'19.9"	
34	3100000027	妻木川	妻木川	大山町	安原	35°28'17.4 "	133°26'25.0"	

35	3100000040	日野川	日野川	日野町	小河内	35°12'9.13 "	133°22'34.25"	
36	3100000041	日野川	日野川	江府町	江尾	35°16'41.42 "	133°28'55.52"	
37	3100000042	日野川	日野川	江府町	州河崎	35°16'1.12 "	133°28'35.03"	R6年度故障
38	3100000037	千代川	山白川	鳥取市	宮長	35°28'36.78"	134°13'31.41"	
39	3100000038	千代川	野坂川	鳥取市	河内	35°25'19.76"	134°5'28.54"	R6年度故障
40	3100000039	勝部川	日置川	鳥取市	青谷町青谷	35°31'3.47"	133°59'53.07"	R6年度故障
41	3100000031	千代川	八東川	若桜町	神直	35°19'36.97"	134°24'53.10"	R7年度故障
42	3100000032	千代川	八東川	若桜町	中原	35°17'33.79"	134°26'44.71"	R6年度故障
43	3100000033	千代川	千代川	智頭町	郷原	35°15'40.75"	134°16'18.95"	R6年度故障
44	3100000034	千代川	千代川	智頭町	小見原	35°14'57.86"	134°17'10.9"	R6年度故障
45	3100000066	天神川	剣見川	倉吉市	鴨河内	35°23'25.18"	133°47'16.33"	R7年度故障
46	3100000067	天神川	鴨川	倉吉市	福守町	35°26'3.69"	133°48'33.48"	
47	3100000068	天神川	玉川	倉吉市	瀬崎町	35°25'54.17"	133°48'58.91"	
48	3100000069	天神川	栗尾川	倉吉市	上余戸	35°26'0.19"	133°51'7.99"	
49	3100000043	日野川	板井原川	日野町	金持	35°12'57.86 "	133°27'38.58"	
50	3100000044	日野川	日野川	日南町	生山	35°10'23.59 "	133°19'20.01"	R6年度故障
51	3100000045	日野川	石見川	日南町	上石見	35°6'43.94 "	133°21'20.48"	
52	3100000078	河内川	河内川	鳥取市	気高町下坂本	35°30'33.92 "	134°04'38.54"	
53	3100000058	千代川	土師川	智頭町	木原	35°14'34.96"	134°13'44.84"	
54	3100000070	天神川	北田川	倉吉市	河北町	35°28'13.67"	133°50'47.31"	
55	3100000048	日野川	北方川	南部町	猪小路	35°21'23.67 "	133°18'53.97"	
56	3100000088	日野川	日野川	江府町	下安井	35°15'30.38"	133°27'42.93"	
57	3100000079	塩見川	箭溪川	鳥取市	福部町細川	35°32'41.08"	134°17'00.43"	
58	3100000080	千代川	北川	鳥取市	下味野	35°28'00.14"	134°12'13.82"	R6年度故障
59	3100000081	千代川	下味野清水川	鳥取市	源太	35°27'58.39"	134°12'35.06"	
60	3100000082	河内川	河内川	鳥取市	鹿野町鹿野	35°27'51.45"	134°03'30.43"	
61	3100000083	勝部川	露谷川	鳥取市	青谷町善田	35°30'40.35"	133°59'56.17"	
62	3100000084	千代川	佐治川	鳥取市	佐治町刈池	35°20'31.21"	134°10'12.89"	
63	3100000085	千代川	佐治川	鳥取市	佐治町余戸	35°19'43.15"	134°04'37.81"	
64	3100000086	千代川	佐治川	鳥取市	佐治町尾際	35°19'47.90"	134°03'28.03"	
65	3100000087	千代川	曳田川	鳥取市	河原町北村	35°22'32.98"	134°06'44.17"	R6年度故障
66	3100000059	千代川	私都川	八頭町	米岡	35°24'16.01"	134°13'17.95"	R6年度故障
67	3100000060	千代川	私都川	八頭町	土師百井	35°24'16.21"	134°13'45.06"	
68	3100000061	千代川	私都川	八頭町	池田	35°24'33.16"	134°14'14.04"	
69	3100000062	千代川	私都川	八頭町	井古	35°25'42.20"	134°16'10.78"	
70	3100000063	千代川	八東川	八頭町	横田	35°22'05.57"	134°18'08.26"	
71	3100000064	千代川	細見川	八頭町	富枝	35°21'46.08"	134°21'35.96"	
72	3100000065	千代川	北股川	智頭町	西野	35°15'59.57"	134°16'37.44"	

73	3100000071	天神川	矢送川	倉吉市	関金町関金宿	35°21'54.53"	133°45'24.20"	R6年度故障
74	3100000072	橋津川	埴見川	湯梨浜町	門田	35°28'17.32"	133°52'36.54"	
75	3100000073	勝田川	勝田川	琴浦町	佐崎	35°29'58.27"	133°37'34.78"	
76	3100000074	茅町川	茅町川	琴浦町	笠見	35°30'4.11"	133°40'40.08"	R6年度故障
77	3100000075	由良川	由良川	北栄町	大島	35°28'19.41"	133°45'48.26"	
78	3100000076	由良川	日和川	北栄町	由良宿	35°29'46.80"	133°45'16.53"	
79	3100000077	由良川	亀谷川	北栄町	亀谷	35°28'13.64"	133°44'48.96"	
80	3100000049	宮川	宮川	大山町	松河原	35°31'06.14 "	133°33'11.08"	R6年度故障
81	3100000050	宇田川	宇田川	米子市	淀江町淀江	35°27'19.54 "	133°25'39.77"	
82	3100000051	佐陀川	佐陀川	米子市	下郷	35°26'00.14 "	133°23'55.57"	
83	3100000052	日野川	水貫川	米子市	皆生新田	35°27'17.61 "	133°22'17.20"	
84	3100000053	日野川	野上川	伯耆町	古市	35°19'37.75 "	133°26'06.16"	
85	3100000054	日野川	野上川	伯耆町	父原	35°19'08.11 "	133°25'44.74"	
86	3100000055	日野川	野上川	伯耆町	畑池	35°17'19.96 "	133°24'46.40"	
87	3100000056	日野川	清山川	伯耆町	吉定	35°22'05.68 "	133°25'14.48"	R6年度故障
88	3100000057	日野川	東長田川	南部町	落合	35°20'06.40 "	133°20'11.18"	
89	3100000089	日野川	真住川	日野町	濁谷	35°12'17.98 "	133°26'35.40"	
90	3100000090	日野川	石見川	日南町	下石見	35°09'03.65 "	133°19'43.67"	
91	3100000091	斐伊川	加茂川放水路	米子市	目久美町	35°25'19.0"	33°20'19.6"	
92	3100000092	斐伊川	加茂川	米子市	古市	35°23'40.5"	133°20'04.7"	
93	3100000093	江東川	江東川	大山町	清原	35°28'29.2"	133°27'46.6"	
94	3100000094	由良川	北条川	倉吉市	上神	35°27'1.58"	133°48'4.93"	
95	3100000095	由良川	北条川	倉吉市	大谷茶屋	35°26'45.28"	133°48'6.48"	
96	3100000096	橋津川	羽衣石川	湯梨浜町	長和田	35°27'49.8"	133°52'52.4"	
97	3100000097	天神川	加茂川	三朝町	本泉	35°24'08.47"	133°51'54.97"	
98	3100000098	千代川	佐治川	鳥取市	福園	35°19'48"	134°6'40"	臨時設置
99	3100000099	日野川	小川尻川	日野町	本郷	35°13'46.5"	133°25'12.4"	
100	3100000100	日野川	日野川	日野町	生山	35°10'00.2"	133°19'16.2"	
101	3100000101	日野川	湯河川	日野町	湯河	35°06'59.6"	133°12'4.8"	

注 上記以外の設置工事中の危機管理型水位計について、設置後に臨時的措置を依頼する可能性がある。その場合には、別途協議により対応する。

(別表2) 鳥取県危機管理型水位計保守点検業務 点検項目表

※簡易水位計点検基準(案)及び点検業務積算基準(案)(平成28年3月国土交通省)準用

個別点検

-3 簡易水位計(観測装置)

No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	実施項目 (12ヶ月点検)	備考
1	各部電圧測定		回路電圧等を現地又は監視局で測定(確認)する。	-	
2	シリカゲル交換		水位計センサーのエアフィルタのシリカゲル交換周期を確認し、対象となる場合は交換する。	-	
3	観測動作確認		水位観測値が正常か、監視装置の水位現況表示・水位経過表示(動作ログ)により確認する。	○	
4	電池の確認		蓄電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。	○	
			電池、および端子の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認する。対象となるものは交換する。	○	
			電圧等の機能が正常であるかを確認する。対象となるものは交換する。	○	
5	空中線確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。	-		
	給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態を確認する。	-		
6	伝搬路の見直し確認		アドホック通信の伝搬路上の周辺ビル建設・樹木成長等を確認する。	-	
7	屋外筐体の確認		屋外筐体・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。	○	
8	接続部の確認		接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。	-	
9	機器本体の清掃等		機器本体の内外面、フィルタ等を清掃する。	○	
10	図書類・予備品等の確認		図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	-	

-4 簡易水位計(太陽電池)

No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	実施項目 (12ヶ月点検)	備考
1	充電動作の確認		各補助中継局、および各観測局で、日常的に充電が行われていることを現地又は監視局で確認する。	-	
2	太陽電池確認	外観の確認	パネル面・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。	○	
		接続ケーブルの確認	ケーブルの劣化、布設状態を確認する。	○	
		日照条件の確認	太陽電池パネル面取付方向上の周辺環境・樹木成長等により日照を遮るものが無いかなを確認する。	○	
3	接続部の確認		接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。	-	
4	機器本体の清掃等		太陽電池パネル面及び機器本体の外表面を清掃する。	○	(一体型のため、歩掛は観測装置に含む)
5	図書類・予備品等の確認		図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	-	

-5 簡易水位計(水位センサ)

No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	実施項目 (12ヶ月点検)	備考
1	取付状況		センサーの設置状態を確認する。	○	
2	屋外付帯設備の確認及び保護管の清掃		水位計保護管・プルボックス・電線管等取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等の確認を行い、ネジ部、ボルト類の緩み、脱落を確認する。 水位計保護管下部及び内部に溜まった泥や砂等の堆積物を除去する。	-	
3	比較試験		現水位(量水板など)と監視局観測表示水位とを比較し確認する。 センサー水没試験により水位を確認する。	○	
4	接続部の確認		接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認をする。	-	
5	機器本体の清掃等		機器本体の内外面を清掃する。	○	(一体型のため、歩掛は観測装置に含む)
6	図書類・予備品等の確認		図書類が整理・保管されていることを確認する。 予備品類の保管状態・数量等を確認する。	-	

-6 簡易水位計(環境点検)

No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	実施項目 (12ヶ月点検)	備考
1	局周辺の外観確認		鋼管ボールの取付状況、破損、発錆、塗装の剥離、変形、コンクリート部分のひび割れの有無を確認し、ボルト類の緩み、脱落を確認する。	○	
			周囲の他施設や樹木成長等が伝搬路に影響を及ぼさないか確認する。	○	
			敷地内及び周辺の地滑りは無いかなを確認する。	○	
			法面スロープ崩壊や階段スロープの崩落等危険箇所は無いかなを確認する。	○	

技術的所見のとりまとめ

No	確認事項の概要		作業の実施範囲、具体的方法	実施項目 (12ヶ月点検)	備考
1	技術的所見のとりまとめ		・施設毎のデータを判定基準値と比較し機器の状態等を所見にとりまとめる。 ・完成図書及び過去の点検データと比較をし、現状の機器機能の変化傾向について分析・解析を行い、技術的所見にとりまとめる。	○	電気通信施設点検業務標準歩掛(案)業務計画等

【別表3】

鳥取県危機管理型水位計保守点検業務

業務数量総括表				
費目／工種／種別／細別／規格	単位	数量		摘要
			当初	
簡易水位計点検				
個別点検				
簡易水位計点検(観測装置)				
観測動作確認	12ヶ月点検	局	69	
電池の確認	12ヶ月点検	局	69	
屋外筐体の確認	12ヶ月点検	局	69	
機器本体の清掃等	12ヶ月点検	局	69	
簡易水位計点検(太陽電池)				
太陽電池確認	12ヶ月点検	局	69	
簡易水位計点検(水位センサ)				
取付状況確認	12ヶ月点検	局	69	
比較試験	12ヶ月点検	局	69	
簡易水位計点検(環境点検)				
局周辺の外観確認	12ヶ月点検	局	69	
総合				
技術的所見のとりまとめ	12ヶ月点検	局	69	
緊急点検				
緊急点検		式	1	